

(案)

岩手県内水面漁場管理委員会指示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、次の河川における魚類の採捕に関し、次のとおり制限する。ただし、知事の許可を受けた者が行う試験研究等については、この限りでない。この場合において、当該知事の許可を受けた者は、当該試験研究等が終了したときは、遅滞なく、その旨を岩手県内水面漁場管理委員会に報告しなければならない。

令和8年 月 日

岩手県内水面漁場管理委員会
会長 佐藤 由也

1(1) 河川名 中津川及び米内川

(2) 制限する内容

次の表の区域においては、同表の魚種の欄に掲げる魚種の採捕について、同表の漁具又は漁法の欄に掲げる漁具又は漁法の使用を同表の期間の欄に掲げる期間禁止する。

区 域	魚 種	漁具又は漁法	期 間
下の橋上流端から中津川と米内川との合流点までの中津川本流及び同合流点から米内橋上流端までの米内川本流の区域	あゆ	餌釣り	令和8年7月1日から同年12月31日まで
		がら掛け	令和8年7月1日から同年9月9日まで及び同年10月11日から同年12月31日まで
		擬餌釣り又は友釣り	令和8年7月1日から同月4日まで
中津川と北上川との合流点から下の橋上流端までの中津川本流の区域	あゆ	餌釣り	令和8年7月1日から同年12月31日まで
		擬餌釣り又は友釣り	令和8年7月1日から同月4日まで

2(1) 河川名 甲子川

(2) 制限する内容

次の表の区域においては、同表の魚種の欄に掲げる魚種の採捕について、同表の漁具又は漁法の欄に掲げる漁具又は漁法の使用を同表の期間の欄に掲げる期間禁止する。

区 域	魚 種	漁具又は漁法	期 間
矢の浦橋上流端から五の橋下流端まで	あゆ	餌釣り又はがら掛け	令和8年7月1日から同年12月31日まで

での甲子川本流の 区域		擬餌釣り又は友釣り	令和8年7月1日から 同月4日まで及び同年 9月15日から同年12月 31日まで
	さくらます	餌釣り又は擬餌釣り	令和8年6月1日から 同月30日まで
	その他の魚種	餌釣り又は擬餌釣り	令和8年6月1日から 同年7月4日まで
五の橋下流端から 枯松沢との合流点 までの甲子川本流 の区域	あゆ	餌釣り又はがら掛け	令和8年7月1日から 同年12月31日まで
		擬餌釣り又は友釣り	令和8年7月1日から 同月4日まで
	さくらます	餌釣り又は擬餌釣り	令和8年6月1日から 同月30日まで
	その他の魚種	餌釣り又は擬餌釣り	令和8年6月1日から 同年7月4日まで